

年末たすけあい運動における「慰問金」申請について（ご案内）

毎年12月1日～31日に実施しております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金として、また幸区社会福祉協議会の実施する福祉事業に配分されております。

年末慰問金につきましては、次の方々を対象世帯として、郵送または窓口にて申請により受け付けます。慰問金を希望される方は、申請書に所定の事項を記入し、必要書類を添付の上お申込みください。

1. 慰問金対象世帯

令和元年9月1日現在、次の(1)～(4)いずれかの項目に該当するご本人が市民税・県民税非課税であり、かつ幸区在住である世帯

※なお、年末慰問金は、世帯に対して配分します。（同一の世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。）

※生活保護世帯、施設・グループホーム等で生活されている方や、長期入院されている方は対象外となります。

(1) 身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯

（添付書類：身体障害者手帳の写し）

(2) 療育手帳Aの方がいる世帯

（添付書類：療育手帳の写し）

(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯

（精神障害者保健福祉手帳の写し）

(4) 要介護認定4・5の方がいる世帯

（添付書類：介護保険被保険者証の写し）

※手帳・介護保険証の写しは、住所・氏名・等級(区分)が書かれている部分が必要です。

2. 申込方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて幸区社会福祉協議会に来所または郵送にて令和元年10月31日（必着）までにご提出ください。

3. 慰問金の配付時期および配付方法

令和元年12月下旬に、地区を担当する民生委員児童委員が訪問して配付します。

※不在等が多く連絡がつかない場合は、「慰問金」をお渡しできないことがあります。

◆申込先、お問合せ先◆

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会

〒212-0023

川崎市幸区戸手本町1-11-5

（地域課）TEL 556-5500